

ウイグル問題をめぐる 人権・ビジネス・外交

東京大学教授

阿古智子

あこ ともこ 大阪外語大学卒、名古屋大学大学院国際開発研究科修士課程修了、香港大学教育学系大学院博士課程修了。二〇〇一年在中国日本大使館専門調査員。姫路獨協大学、学習院女子大学、早稲田大学を経て現職。著書に「香港 あなたはどこへ向かうのか」「貧者を喰らう国 中国格差社会からの警告」「勃興する「民」など」。

各国の抗議に「国内問題」とする中国。
人権状況への対抗手段として注目される
国連人権委「ビジネスと人権に関する指導原則」
各国が自国の法制にビルトインすることで、
人権を守る砦となる。実効的な法整備が急務だ。

新疆ウイグル自治区のチュルク系の宗教的少数派に対する中国政府の弾圧に対して、国際社会が一段と厳しい目を向けている。民族的・宗教的アイデンティティを理由にした恣意的な拘束、強制収容施設への収容、拘禁された人々に対する肉体的・精神的拷問、性的虐待、強制労働、強制的な不妊手術、家族の分離、強制失踪、文化的迫害などが繰り返されていると見られるからだ。

今年五月下旬、新疆ウイグル自治区の公安当局からウイグル人に対する非人道的な強制収容に関する内部資料が流出した。「新疆公安ファイル」と呼ばれ話題になったそのファイルは、収容の理由として、「イスラム教の聖典『コーラン』を学習した」「携帯電話の電源をオフにした」など

些細な行為を挙げた。収容所内の様子も画像によって明らかになったが、目隠しされた収容者が腕や足を縛られたまま施設内を移動したり、何かを注射をされたりしており、周囲を固める武装した多数の看守は棍棒を持っている。

中には、ジムで体を鍛えたことを理由に一二年も収容された者もいた。外見上「不放心人（不穏な人物）」、「国旗掲揚式など地域の会合に欠席する、産児抑制政策に反して出産、「敏感な国家」への渡航も問題視されていた。テロ活動を準備したという項目もあったが、肝心の準備の詳しい中身は記されていないかった。

米国務省は六月、世界各国の信教の自由の現状をまとめた二〇二一年の報告書を発表し、ウイグル人などに対する

事態を「ジェノサイド」と明記した。プリンケン國務長官は報告書の発表に合わせた会見で、中国の新疆ウイグル自治区の状況について、「中国はイスラム教徒の多いウイグル人やその他の宗教的少数派に、ジェノサイドや弾圧を続けている」と非難した。

さらに、イギリス、カナダ、オランダ、リトアニア、ベルギー、チェコ、フランス、アイルランド、欧州連合（EU）など、世界各国の議会が米国政府と同様にジェノサイド、あるいはその深刻なリスクを認める決議を採択している。

国連が「人道に対する罪」の可能性を指摘

八月三二日、国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）が衛星画像や証言をベースに作成した約五〇ページの報告書を公表し、中国のウイグル人に対する侵害行為は「人道に対する罪を含む、国際犯罪の遂行」に当たる可能性がある」と公式に認め、一二項目に及ぶ改善要求を盛り込んだ。

(<https://www.ohchr.org/sites/default/files/documents/countries/2022-08-31/22-08-31-final-assessment.pdf>)

OHCHRの主な要求

・収容所などの施設で恣意的に自由を奪われているすべて

の人を解放する

・新疆ウイグル自治区における国家安全保障、テロ対策、少数民族の権利に関する法的枠組みを全面的に見直し国際人権法への遵守を確保する

・自治区におけるウイグル人、その他のイスラム系少数民族に対する差別的な法律、政策、報告書で詳述した人権侵害につながることを早急に撤廃する

・拷問、性的暴力、虐待、強制医療、強制労働、獄中死の報告を含む収容所及びその他の施設における人権侵害の疑惑を速やかに調査する

・オンライン・オフラインを問わず監視が合法かつ必要であることを確認できない限り、個人の基本的権利と自由を侵害しないようにする

・人権侵害の被害者に適切な救済と賠償を提供する

OHCHRの報告書はこれまでに出了ンクタンクや人権団体のレポートと重なる内容が多いが、中国政府が否定してきた事実の数々を国連機関が認定した意味は大きい。

報告書は収容所が存在する証拠として、収容所に言及した中国政府の文書や運営のための官僚機構、高い壁、監視塔、有刺鉄線などを備えた施設の存在を挙げた（衛生画像

で確認。収容所には「教育」が必要とされた人が送られ、拷問や性的虐待が疑われるケースもあった。

『二〇一九年中国衛生健康統計年鑑』によると、二〇一八年の自治区での不妊手術の件数は人口一〇万人当たり二四三件（中国全体は三三・一件）。『二〇二〇年中国統計年鑑』からは、自治区の一〇〇〇人当たりの出生率は一七年の一五・八人から一九年の八・一人へと半減したことがわかる。これらから、OHCHRは不妊手術の強制があったことが疑われるとしている。

OHCHRのインタビュウを受けた人の半数は、厳格な監視の下で、時折しか親族との面会や電話を許可されていなかった。残りの半数は家族との連絡もできず、家族は居場所を知らないという。外部の人が家族を訪問する時には「うまくいっている」「勉強している」と肯定的に話すよう指示され、毎日愛国の歌を歌わされ、顔に水をかけられながら尋問された者もいた。中国側は強制労働の事実はなく「任意の雇用契約」だと説明するが、労働に合意しなければ収容所から出られなかったという。

イスラム教に関わる活動への監視も強化しており、礼拝施設やモスクの取り壊し、巡礼者の旗に囲まれていた墓標が更地にされるといった状況が衛星画像で確認された。中

国政府側は老朽化したモスクを再建したと主張している。「過激派」の兆候を捉え、潜在的脅威である人々のデータを集約するとして、警察用アプリが宗教教材のダウンロードや海外の人々とのコミュニケーションを監視している。

*ジェノサイドとは、「国家あるいは民族・人種集団を計画的に破壊すること」であり、集団殺害や大量虐殺だけを意味しない。一九四八年に国連総会で採択された「ジェノサイド罪の防止と処罰に関する条約」（通称「ジェノサイド条約」）の第二条は、「国民的、民族的、人種的または宗教的な集団の全部または一部を集団それ自体として破壊する意図をもって行われる次のいずれかの行為」であるとし、(1)集団の構成員を殺すこと、(2)集団の構成員に重大な肉体的または精神的な危害を加えること、(3)全部または一部の身体的破壊をもたらすよう企てられた生活条件を故意に集団に課すこと、(4)集団内の出生を妨げることを意図する措置を課すこと、(5)集団の子どもを他の集団に強制的に移すことを挙げている。

中国政府が推進する「テロリズムの戦い」

中国の全国人民代表大会は二〇一六年一月二日、反テロリズム法を施行した。テロリズムを「暴力、破壊、恐喝等の手段を通じて社会の恐慌を引き起こし、公共の安全に危

害を及ぼし、若しくは身体・財産を侵害し、又は国家機関若しくは国際機関を脅迫することにより、政治、イデオロギー等の目的を実現しようとする主張及び行為」と定義し、封じるべきテロ活動を五項目に分けて列挙している（第三条）。①人員の死傷、重大な財産損失、公共施設の損壞、社会秩序の混乱等の社会に深刻な危害を及ぼし、又は及ぼすことを意図する活動を組織し、計画し、実施準備し、及び実施すること。②テロリズムを宣伝し、テロ活動の実施を扇動し、又はテロリズムを宣伝する物品を不法に所持し、若しくは公共の場所でテロリズムを宣伝する服飾及び標識の着用を他人に強制すること。③テロ活動組織を結成し、指導し、及びそれに参加すること。④テロ活動組織、テロリスト及びテロ活動又はテロ活動訓練の実施のために、情報、資金、物資、労役、技術、場所等の支援、協力及び便宜を提供すること。⑤その他のテロ活動。

このうち、具体的に記していない第五項目の「その他のテロ活動」には、正当な宗教活動や抗議活動など、国際人権法で保護されるべき活動まで含まれる可能性がある。

中国政府は一七年三月に「新疆ウイグル自治区脱過激化条例」を発表し、一五の過激化の主要な特徴として、ラジオやテレビの視聴の拒否、異常に濃いひげの蓄え、全身を

覆うニカブや頭を隠すヒジャブの着用、定時の祈り、突然の断食や禁酒、禁煙、宗教や文化に関わる本や文書の所持、文化・スポーツ活動の拒否などを挙げている。外国、特にイスラム教徒が多い国での就業や留学、あるいは国外の人たちとの通信や接触も条例違反を疑われる。こうした行動は必ずしもテロや暴力と結びつくとは限らず、本来、個人の選択の自由を制限することがあってはならないはずだ。

この条例が自治区内の下級政府に設置を求める「職業技能教育訓練センター」は、中国当局が過激思想の影響を受けたとみなした人を収容して再教育を行う。ここではウイグル語が使用できず、社会復帰のためと称して、思想や行動を矯正される。

中国政府のOHCHR報告書への反応

OHCHR報告書に対して、中国外務省の汪文斌報道局長は記者会見を開き、「西側諸国による捏造」だと述べている。(https://www.fmprc.gov.cn/tyrbt/673021/jzhs/673025/202209/t20220901_10759230.shtml)

「このいわゆる評価報告書は、米国と一部の西側諸国が捏造したもので、完全に違法で無効だ。報告書は虚偽情報の寄せ集めであり、中国を支配するために新疆を利用すると

いう欧米の戦略に役立つ政治的ツールである。O H C H R は、O H C H R としての職責を果たさず、普遍性、客観性、非選択性、非政治化の原則に重大な違反をしている海外の一部の反中国勢力の政治的陰謀に基づいて報告書でつち上げた。違法で信用できない報告であり、いわゆる『ジェノサイド』『強制労働』『宗教的弾圧』『強制断種』などの新疆をめぐるアメリカと西側が捏造した世紀の嘘は破綻している」。

さらに、新疆ウイグル自治区は「持続的な経済発展、社会の調和と安定、人々の生活の継続的な改善、前例のない文化的繁栄、宗教的調和」を経験しており、「少数民族、宗教家、出稼ぎ労働者、教育訓練センターの卒業生など、新疆のあらゆる階層の人々が自発的に人権高等弁務官に手紙を送り、個人的な経験に基づいて新疆の実際の状況を説明」している。「新疆に行ったことのある外国の友人たちは、自分の目で見たものは西側メディアの報道や反中国勢力が描いているものとはまったく異なる」とし、「正義を支持する六〇カ国以上が共同でこの虚偽報告の公表に反対する人権高等弁務官への書簡に署名した」と強調した。

中国政府は西側諸国から価値観を押し付けられることを拒否し、国連外交の場などで自らを正当化して影響力を行

使しようとしてきた。しかし今回、国連の機関が中国の内
部文書なども根拠とする詳細な報告書を出し、問題を指摘
したことから、中国政府も苦しい立ち位置に追い込まれて
いる。

各国で相次ぐ人権デュー・デリジエンス法制化

二〇二一年に国連人権理事会で採択された「ビジネスと人権に関する指導原則」は、企業が自社内のみならず、事業活動全体、すなわちサプライチェーン・バリューチェーン全体について人権尊重責任を負い、人権への負の影響を防止・軽減する人権デュー・デリジエンスの実施および是正措置を求めており、グローバルに活動する企業にはこの指導原則の遵守が強く求められている。

日本政府は今年八月、「指導原則」における企業の人権尊重責任の促進を目指す「責任あるサプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン」を制定したが、国際的な基準に照らせば、その内容は不十分であると言わざるを得ない。

例えば「指導原則」は、企業が人権尊重責任を負う対象のサプライチェーンを直接の取引先に限定しておらず、バリューチェーン全体としているが、「ガイドライン」では、

「サプライヤー等」「国内外のサプライチェーン上」との表記にとどまり、二次以降の調達先も含むことを明確にしていない。さらに、「ガイドライン」の対象は「サプライチェーン」（調達サイド）に偏っており、物品・サービスの販売・提供に伴う人権への負の影響に関する記載が欠如している。特にインターネット（プライバシー）、差別、女性に対するオンライン暴力等）、監視技術（プライバシー）、人権活動家への抑圧等）、AI技術（AI兵器等）、広告（広告表現による差別）などに関わる物品・サービスの販売・提供に伴う人権リスクについて、具体例を記載していない。企業が人権尊重責任を負うべき対象には調達サイドだけでなく提供サイド（下流）が含まれることを強調する必要があるし、下流に関する実際の人権デュー・デリジエンスの対応方法に関しても具体例を掲載すべきであろう。

人権の範囲も人種差別撤廃条約、女性差別撤廃条約、子どもの権利条約、障害者の権利条約、先住民の権利に関する国連宣言などに照らして明示することが重要である。企業が実態に即して人権リスクを判断するためには、このような国際人権基準に対する理解が欠かせないが、日本企業においては依然、国際人権法が当然の認識とはなっておらず、啓蒙的な観点からも言及すべきである。

イギリス、フランス、オーストラリア、ドイツといった法制化を実現した国々、義務的な法制度を検討しているEUと比較すれば、企業の人権尊重責任に関して自主的アプローチを促すとしている「ガイドライン」では、「指導原則」が目指す人権の実現には限界がある。ガイドラインの制定にとどまることなく、人権デュー・デリジエンスとその実施状況の開示を企業に義務付ける法制化、並びに輸入規制・輸出規制等の既存法制における人権保護の観点からの法改正の検討を早急に行うべきではないか。公共調達などにおいて人権の観点を踏まえた要件を含めることを検討し、ODA事業等の要件および手続きに関し「ビジネスと人権」の観点からの見直しも行うべきであろう。

アメリカは六月二日に「ウイグル強制労働防止法（UFLPA）」を施行し、新疆ウイグル自治区が関与する製品は強制労働により生産されたとみなされ、輸入が原則禁止となった。EUの欧州委員会は九月一四日、強制労働を通じてつくられた製品の輸入を禁止することを可能にする法案を公表している。欧米諸国から日本企業が制裁を課される可能性もあるわけで、企業がビジネスと人権に対する意識を高め、具体的な行動につなげられるよう、日本政府は全面的に体制を整える必要がある。●